

2018年11月30日

## くちちゃんと応える医療保険 EVER を改定 ～ お客様のライフステージの変化に応じた保障を充実 ～

アフラック生命保険株式会社（代表取締役社長：古出 眞敏）は、主力商品のひとつである終身医療保険くちちゃんと応える医療保険 EVER を 2019 年 1 月 21 日に改定\*します。

2002 年 2 月、当社はく一生いっしょの医療保険 EVER を発売して以来、医療環境の変化に応じた商品改定を行うことで、常にお客様のお役に立てる医療保険を提供してまいりました。

今回の改定では、新たに就労所得や介護・認知症の保障を追加し、さらには特約中途付加の取り扱い範囲を拡大することによって、お客様のライフステージの変化やニーズの多様化に応じて、最新かつ最適な保障を提供することができるようになりました。

\*申込日・告知日が 2019 年 1 月 21 日以降の契約が対象となります。

### くちちゃんと応える医療保険 EVER の改定

新設	介護一時金特約	所定の要介護状態に該当した場合、一時金をお支払いします。
	認知症介護一時金特約	認知症による所定の要介護状態に該当した場合、一時金をお支払いします。
	就労所得保障一時金特約	病気・ケガで、所定の就労困難状態に該当した場合、一時金をお支払いします。
	精神疾患保障一時金特約	所定の精神疾患で、所定の就労困難状態に該当した場合、一時金をお支払いします。
改定	特約中途付加の範囲拡大	これまで、最新の特約を付加する場合はくちちゃんと応える医療保険 EVER に加入していただく必要がありましたが、くちちゃんと応える医療保険 EVER 以前の商品にも、最新の特約を付加可能としました。
	ダックの医療相談サポートの充実	メンタルヘルス電話相談サービス、メンタルヘルス面談サービス及び介護電話相談サービスのメニューを新たに追加します。

当社はこれからもお客様のライフステージの変化に応じた最新かつ最適な保障提案を行い、「生きる」を創るリーディングカンパニーとして、これまで以上にお客様のお役に立てる会社を目指します。

## 〈ちゃんと応える医療保険EVER〉の改定について

### I. 新特約の保障概要

特約	支払事由概要	支払限度
介護一時金特約	つぎの①から③のいずれかに該当したとき ①公的介護保険制度にもとづく要介護2以上の状態に該当していると認定されたとき ②日常生活動作における要介護状態が180日以上継続したと医師によって診断されたとき ③認知症による要介護状態が90日以上継続したと医師によって診断されたとき	1回
認知症介護一時金特約	認知症による要介護状態が90日以上継続したと医師によって診断されたとき	1回
就労所得保障一時金特約	所定の就労困難状態に該当し、その状態が該当した日からその日を含めて60日継続したと医師によって診断されたとき	1回
精神疾患保障一時金特約	所定の精神疾患を原因として、所定の就労困難状態に該当し、その状態が該当した日からその日を含めて60日継続したと医師によって診断されたとき	1回

### II. 医療保険への特約中途付加対応の拡大について

#### 【主な特長】

①付加可能な特約\*1を拡大します。

- ・三大疾病保険料払込免除特約を除く、現在販売中のすべての特約と、新設する4特約の中途付加が可能になります。

\*1 現在は「総合先進医療特約[2012]」と「ケガの特約」のみ中途付加を取り扱っています(ちゃんと応える医療保険EVERを除くEVERシリーズのみ)。

- ・すべてのEVERシリーズ\*2への付加が可能になります(主契約が年払済タイプの場合を除く)。

\*2 EVER、EVER ハーフ、EVER ボーナス、EVER 払済タイプ、新 EVER、ちゃんと応える医療保険 EVER

②特約中途付加対応の取扱の利便性を向上させます。

- ・主契約が年払/半年払契約及び歳払済タイプの契約に中途付加する場合、主契約の契約応当日に合わせて1年に1回などの制約がありましたが、今後は毎月付加可能になります。
- ・主契約が歳払済タイプの契約に対して、払済タイプだけでなく終身払での中途付加も選択できるため、保険料負担を抑えて必要な保障を追加することが可能になります。

### Ⅲ. 「ダックの医療相談サポート」のサービスメニュー追加について

#### 【主な特長】

- ①新たな保障領域である精神疾患、介護・認知症に関連するサービスメニューを追加します。
- ②特約中途付加した契約等にも利用対象を拡大し、より多くのお客様にご利用いただけるようになります。

#### ●サービスメニューの追加

追加となるサービスメニュー及びサービス提供会社は以下のとおりです。

	サービスメニュー	提供会社
既存	24時間健康電話相談サービス※	(株)ウェルネス医療情報センター
	セカンドオピニオンサービス	(株)法研
	治療を目的とした専門医紹介サービス	
追加	メンタルヘルス電話相談サービス	(株)保健同人社
	メンタルヘルス面談サービス	
	介護電話相談サービス※	(株)ウェルネス医療情報センター

※24時間健康電話相談サービス及び介護電話相談サービスは、ご加入の保険種類を問わずアフラックの保険のご契約者及びそのご家族の方が利用できます。

#### ●メンタルヘルス電話相談サービス／メンタルヘルス面談サービス

こころの悩みについて医師や心理専門相談員に相談が可能です。

電話相談	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 無料で専門家に相談が可能</li><li>・ 回数制限なし</li></ul>
面談相談	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 全国 180カ所*1の医療／相談機関で相談が可能 *1 2018 年 10 月時点</li><li>・ 1 年間に 5 回まで無料*2 *2 医師との面談にかかる費用はご利用者様負担</li></ul>

#### ●介護電話相談サービス

ケアマネージャー等の専門スタッフに介護に関する悩みの相談をしたり、介護サービス施設の紹介などを受けることができます。

- ・ 相談料無料でケアマネージャー等の専門スタッフに相談が可能
- ・ 各種介護サービス会社・施設の紹介も可能

#### IV. 保険料例

介護一時金特約・認知症介護一時金特約

【特約給付金額:100 万円、保険期間:終身、保険料払込期間:終身、保険料払方タイプ:定額、個別、月払】

就労所得保障一時金特約・精神疾患保障一時金特約

【特約給付金額 100 万円、保険期間:65 歳満期、保険料払込期間:65 歳、保険料払方タイプ:定額、個別、月払】

(単位:円)

		介護一時金特約	認知症介護 一時金特約	就労所得保障 一時金特約	精神疾患保障 一時金特約
男性	20 歳	490	320	1,140	380
	30 歳	640	410	1,470	400
	40 歳	880	560	2,010	430
	50 歳	1,280	830	2,930	510
	60 歳	2,070	1,330	4,300	590
女性	20 歳	600	410	1,640	390
	30 歳	790	560	2,000	400
	40 歳	1,070	780	2,180	420
	50 歳	1,560	1,150	2,820	500
	60 歳	2,460	1,870	3,550	630

<ご注意>

商品の詳細については、パンフレットと合わせて「お申込みいただく前に」「ご契約のしおり・約款」等を必ずご確認ください。